

(4) 木竹の伐採

ア 対象となる行為

建築物の存する敷地で行う、高さが5mを超える木竹の伐採

建築物の存さない土地で行う木竹の伐採（間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のための通常の管理行為を除く。）。

イ 許可の基準

(ア) 高さが5mを超える木を伐採する場合は、1本伐採毎に1m以上の樹木を1本補植してください。

(イ) 高さが5mを超える竹を伐採する場合は、伐採面積20㎡毎に1m以上の樹木を1本補植してください。

ウ 申請書の添付図面

図面の種類	明 示 す べ き 事 項
付近見取図	方位、行為地、道路及び目標となる地物
現 況 図	縮尺、方位、木竹の伐採に係る土地の区域の境界線（赤枠で明示）及び地形
計画平面図	縮尺、方位、木竹の伐採に係る土地の区域の境界線（赤枠で明示）、既存の木竹の位置、伐採木竹又は伐採林の位置及び植栽計画（木竹の位置、樹種、樹高及び本数）
委 任 状	（代理人をたてる場合）申請者名、代理人名、行為地番、委任内容等